

平成13年度 行政監査結果に基づき講じた措置

委託審査委員会について

履行期限又は委託期間の変更に関すること及び委託料の変更に関することが委託審査委員会の審議事項とされていないため、これらの変更が生じた場合にも、委託審査委員会での審議がなされていない事例が見受けられた。

当初の委託に関する審議がなされていても、この2点について大きな変更が生じた場合には、当初の委託に関する内容が適切であったかどうか、また、変更内容が適切かどうかを判断するためにも、委託審査委員会で審議することを検討されたい。

(都市計画局庶務課、みなと総局経営部総務課)

措置内容

(都市計画局庶務課)

平成14年1月1日付けで、履行期限又は期間の40日以上の変更に関すること及び委託料の20%以上の変更に関することについては、委託審査委員会の審議事項とするよう要綱を改正する措置を講じた。

(みなと総局経営部総務課)

平成14年4月1日付けで、履行期限又は期間の40日以上の変更に関することについては、委託審査委員会の審議事項とするよう事務事業委託審査委員会運営要領を改正する措置を講じた。

運営要領に規定されている履行期間の変更及び委託料の変更に該当する事例について、委託審査委員会に付議されていない事例が見受けられたので、今後、適正に処理されたい。

(外国語大学事務局庶務課)

措置内容

今後は、運営要領を厳格に遵守するよう周知徹底を図った。

付議省略事項を規定している局においては、年度当初の委託審査委員会に付議する委託事務を一括報告し、承認を得るようにするなど、付議を省略している委託事務の確認や見直しを行うようにしているが、このような取り決めがなされていない局が見受けられた。

市が取り組んでいる新行政システムを推進するなかで、外郭団体の業務の点検が求められており、また、付議省略している委託事務を明確にするためにも、継続的な事務事業の委託についても確認や見直しを審議するための方策を検討されたい。

(みなと総局経営部総務課)

措置内容

平成14年度より、付議省略している委託事務については、毎年度委託審査委員会へ報告し承認を得る措置を講じた。

委託の内容について

委託と請負については、契約事務手続規程、助役以下専決規程、委託要綱等で契約方法等について異なる取扱いが規定されており、いずれに該当するかについては、委託審査委員会において厳正に判断することが求められる。

しかしながら、その他請負として価格の競争により経理契約されている事務事業と同種のものについて、委託契約している事例が見受けられた。

事務事業の内容に応じた適切な契約方法を検討されたい。

(教育委員会総務部学校整備課，都市計画局計画部工務課)

措置内容

(教育委員会総務部学校整備課)

今後は、事務事業の内容を研究したうえで、適切な方法での契約に努めるよう周知徹底を図った。

(都市計画局計画部工務課)

平成13年度契約分については、設計業務が見込まれたため、委託契約として設計書に測量と設計業務を適切に指示する措置を講じた。

今後は、事務事業の内容に応じ、適切な方法での契約に努めるよう周知徹底を図った。

委託先の選定について

随意契約が認められる要件に該当するかどうかを委託審査委員会で適切に判断できるようにするとともに、随意契約を行うにあたっては、より適正な契約事務の執行を確保するため、地方自治法施行令等のどの条項に該当するのか、その該当理由や委託先の選定理由を客観的、具体的に明記する必要がある。

しかしながら、駅舎清掃業務について特命随意契約を行うにあたり、地方自治法施行令等の該当条文や特定の1者を委託先とする理由を具体的に明記していない事例が見受けられたので、今後適正に処理されたい。

(交通局地下鉄運輸サービス課)

措置内容

今後は、随意契約を行うにあたっては、委託先の選定理由を具体的に明記するよう周知徹底を図った。

委託契約事務について

契約書に記載すべき事項は、その契約の目的、性質等により異なるが、神戸市契約規則及び委託要綱に基づき必要な事項を記載するとともに、後日、争いが生じないようにその内容を明確にしておかなければならない。

しかしながら、局内の複数の事務所で委託している同種の業務について、一部の契約書に必要な内容が記載されていないなど、規定の仕方が統一されていない事例が見受けられた。

契約書に必要な内容を記載するとともに、同種の業務については契約の規定の仕方を統一するようにされたい。

(水道局各センター)

措置内容

平成14年度契約分より、定型の契約書様式を作成し、統一的な事務処理を行うとともに、事務所ごとに委託する業務内容を確認したうえ、個別の内容については各必要事項を記載した契約書とする措置を講じた。

個人情報を取り扱う業務を委託するにあたっては、神戸市個人情報保護条例に基づき、契約書等に個人情報の秘密の保持に関する事項等の個人情報の保護に関する必要な事項を明記しなければならない。

しかしながら、個人情報を取り扱う業務の委託において、契約書等に個人情報の保護に関する必要な事項が明記されていない事例が見受けられたので、明記すべきである。

(住宅局住環境整備部民間住宅課)

措置内容

平成13年11月16日付けで契約変更し、必要事項を明記する措置を講じた。

仕様書は、契約書の書面だけでは委託業務の詳細が分かりにくい場合に、委託者の意図をより詳しく受託者に示すために、業務を具体的に執行するための細目等を定めるものであり、委託料の算定基礎にもなり、また、履行確認にも影響するものであるため、できる限り具体的な仕様書を作成するように努めるべきである。

しかしながら、契約書の書面だけでは委託業務の詳細が分かりにくい場合で、仕様書が作成されていない事例が見受けられた。

委託の業務内容及び受託者への指示内容を明確にするため、仕様の定めが可能な事項については、仕様書を作成し書面による指示を行うべきである。

(みなと総局経営部経営課)

措置内容

委託する業務内容を確認したうえ、仕様の定めが可能な事項については、仕様書等の書面により指示を明確に行うよう周知徹底を図った。

平成8年から施行された地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に規定される特定調達契約に該当する場合については、競争入札により落札者を決定したとき、又は、随意契約の相手方を決定したときは、落札者又は随意契約の相手方等の公告をしなければならない。

しかしながら、特定調達契約に該当し、随意契約を行っている場合で、随意契約の相手方等の公告を行っていない事例が見受けられたので、今後は、適正な手続きに努められたい。

(保健福祉局高齢福祉部介護保険課)

措置内容

平成14年度より、適正な手続きを行うよう周知徹底を図った。

委託料について

複数の相手方に仕様書を示し、競争見積合せにより業者を選定する場合には、見積価格が委託先選定の重要な要素となり、見積りは、仕様書に基づき適正に算定されたものでなければならない。

しかしながら、仕様書に示された数量と異なる数量で見積りがなされている事例が見受けられたので、今後は、仕様書に基づく適正な見積りの徴取に努められたい。

(生活文化観光局生活文化課)

措置内容

平成13年度契約分については、仕様書に基づき適正な見積りを徴取した。
今後も適正な委託契約事務に努めるよう周知徹底を図った。

履行の確保について

設備管理業務の委託において、勤務時間等を記録した日報の記載の仕方が委託業者において徹底されておらず、時間外の勤務時間が日報に記載されていない場合があり、時間外勤務についての履行の確認が適切になされていない事例が見受けられた。

日報については、委託業者の勤務時間を確認し、委託業務が適正に履行されたかどうかを検査するためのものであり、また、委託業者にとっては委託料の請求根拠となるものでもあるため、正確に日報を記載するよう委託業者を指導するとともに、適切な履行確認を行うべきである。

(行財政局行政部庶務課)

措置内容

平成13年12月分より、業務日報の様式を改め、時間外勤務時間の記載項目を新たに設け、委託業者に対して業務日報の正確な記載方法について指導する措置を講じた。
また、日々の業務日報のチェックを確実にを行うとともに、支払いの際にも、業務日報と請求書の突合を徹底するよう周知を図った。

月毎に業務履行を確認し委託料を支払うことになっている設備管理業務の委託について、委託業者から月報等の提出を義務付けていない事例が見受けられた。

契約の性質により、報告書の提出によらなければ、契約内容の履行状況を適切に確認できないような事務事業については、報告書の提出を義務付け適切に検査を行うようにすべきである。

(中央区市民部総務課)

措置内容

平成13年11月1日より、委託業者から日々の作業報告を受けるとともに、検査履行確認を行ったうえ、委託料の支払いを行うよう周知徹底を図った。